

法律診断



牟田美智代事務所

社会保険労務士・特定行政書士

厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21 運営

TEL 052-681-6006

～自動車運転における安全教育～ マイカーの通勤者の車検確認、任意保険も確認

- ・安全に運転するのはドライバーの責任、安全に運転させるのは事業者の責任
取り締まりや罰則の強化は安全教育のチャンスです。
- ・ドライバーだけでなく役員も安全運転を重大な交通違反で本業の許可の取り消しも

罰則強化

一昨年の10月に警察庁から横断歩道での歩行者妨害の取締を強化する通達が出されたことをご存じでしょうか。昨年の12月から運転中の携帯電話等使用の罰則が強化されたことは記憶に新しいですね。

これらはオリンピックに向けて歩行者の安全を確保するための一連の流れです。

会社の責任も重い交通事故

廃棄物の運搬に携わる身としては車両が破損して有害物が飛散するような事故に関しては十分に注意しているし、ドライバーへの教育も浸透して来ていることと思います。では、歩行者の安全を守るために教育はどうでしょうか。

ドライバーが業務中に人身事故を起こしてしまった場合、使用者である事業主にも損害賠償の責任が発生します。業務中の事故なら、従業員の車であっても会社に責任があります。反対に休日でも会社の車で人身事故を起こした場合も、通勤にマイカーを使用しているケースも同様に会社に責任がきます。こういった責任を免れるのは非常に困難です。そのため事故そのものが起きないように安全教育をしていくことが非常に大切になってきます。

役員も安全運転

運転に注意が必要なのは収集運搬に関わるドライバーだけではありません。会社の役員等一定以上の

地位にある方が交通事故を起こして禁固以上の刑を科されたときは、産業廃棄物処分業の許可が取り消されてしまいます。2018年には香川県で実際にこういった事例が発生しています。

日常の安全運転教育

警察が取締を強化したり、罰則が強化されたりしたのは、それだけ事故の危険性が高いから。つまり運転中に注意すべきポイントです。ドライバーが取締や罰則の強化を運転中の厄介事と考えずに、事故を起さないためのポイントに気づく機会ととらえてくれるような教育をしたいものです。警察署に依頼すれば講師を派遣して安全運転講習を開催していただけます。また、日々のヒヤリハット事例を共有する機会を作ることも事故防止には効果的です。

無車検車…結構あります

実は、結構車検切れの車ってあるのです。また、任意保険に入っていない人もあります。前者は「ついうっかり」です。後者は「お金がないし、事故は起こさないから」確信犯です。

車検切れということは、自賠責保険も切っています。無車検運行 = 無保険運行 人身事故でも起こしたら、一発免停どころか、任意保険からも、当然自賠責保険からも補償を受けることはできません。今一度、マイカー通勤者の車検も確認しましょう。